事業名	事業実施内容 (①目的・効果、②経費内容、③積算根拠、④事業の対象)	事業実績額	交付金 充当額	事業始期	事業終期	まち・ひと・しごと創生有識者会議における効果検証結果					
						非常に有効	有効	やや有効	あまり 効果なし	効果なし	
電気・ガス食料品等価格高騰緊急支 援給付事業 【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍等における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担感が大きい低所得世帯へ支援金を給付することで、低所得世帯の負担軽減に資する。 ②令和5年度住民税均等割非課税世帯1世帯×3万円 ③R5.6.1(基準日)時点の住民税均等割非課税世帯 1,583世帯×30,000円(申請数) ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯(1,583世帯)	47,490	47,490	R5.7	R5.11	○委員からの主な意見等					
電気・ガス食料品等価格高騰緊急支 援給付事業(事務費)	①コロナ禍等における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担感が大きい低所得世帯へ支援金を給付することで、低所得世帯の負担軽減に資する。 ②通信運搬費、給付金システム委託料、確認書類等作成業務委託料 ③事務費 3,458,460円 通信運搬費 387,040円 給付金システム委託料 1,947,000円 確認書類等作成業務委託料 1,124,420円 ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯(1,583世帯)	3,458	3,458	R5.7	R5.11	○委員からの主な意見等					
畜産業飼料高騰対策支援給付金	①コロナ禍等における飼料原料価格等の価格高騰による影響を受けた畜産事業者の負担軽減に資する。 ②牛頭数あたり6千円、豚1千円、採卵鶏1百円を助成する。 ③畜産業飼料高騰対策支援給付金事業 15,201,000円 【国のR4予算分(交付限度額⑥】9,984,620円 乳用牛519頭×3,700円、肉用牛(肥育)1,248頭×3,300円+36頭×6,000円、肉用牛(繁殖)632頭×5,000円+85頭×6,000円、豚35頭×700円、採卵鶏460羽×77円 【その他財源:県補助金】5,216,380円 乳用牛519頭×2,300円、肉用牛(肥育)1,248頭×2,700円、肉用牛(繁殖)632頭×1,000円、豚35頭×300円、採卵鶏460羽×23円 ④町内畜産事業者	15,201	9,984	R5.6	R5.10	3 8 4 0 0 0 ○					
水稲肥料高騰対策支援給付金	①コロナ禍等における水稲肥料やエネルギー等の物価高騰による影響を受けた農業者の負担軽減に資する。 ②野菜・果樹の販売額及び水稲作付面積に応じて給付する。 ③ 【野菜・果樹】 10万円以上 10,000円×95件 50万円以上 20,000円×155件 【水稲】 10a以上50a未満 10,000円×238件 50a以上100a未満 15,000円×248件 100a以上400a未満 30,000円×174件 400a以上 45,000円×28件 ④町内農業者	16,630	16,630	R5.6		一定の効果を上 討すべきである。・農家の支援は町					

事業名	事業実施内容 (①目的・効果、②経費内容、③積算根拠、④事業の対象)	事業実績額	交付金 充当額	事業始期	事業終期	まち・ひと・しごと創生有識者会議における効果検証結果					
						非常に有効	有効	やや有効	あまり 効果なし	効果なし	
小規模事業者等光熱費助成金	①コロナ禍等におけるエネルギー等の物価高騰の影響を受けている町内の事業者に対し、電気代を助成することで事業者の負担軽減に資する。 ②小規模事業者の2ヵ月分(R5.7~R5.8月分)の光熱費を助成する。(上限3万円/月) ③申請件数 220件 ④町内に主たる事業所を有する事業者、及び医療法人・社会福祉法人	9,907	9,907	R5.7		3	5	6	1	0	
						○委員からの主な意見等					
						 ・光熱費の高騰は事業継続の死活的問題であった事業者も少なからずあった。 ・小規模事業者については助成金でなく税免除または減額が適正と考える。 ・これからも引き続きお願いします。 ・電気代の値上がりが続く可能性があるが、補助金頼みにも限界があるのでは。 					
給食費免除 (5月~11月)	①コロナ禍等における電気・ガス・食料品等の価格高騰により影響を受けた小中学生の保護者の負担を軽減するため、給食費の免除を行う。 ②給食費の減免に係る費用(R5.5月~R5.11月分) ③町立小中学校給食費(教職員分を除く。) 各調理場の賄材料費から教職員分の負担額を除いた額 【賄材料費-教職員負担分】 30,118,793円-6,032,158円=24,086,635円 ④小・中学生の保護者	24,086	20,863	R5.5	R5.11	4	8	3	0	0	
						 ○委員からの主な意見等					
						・コロナ禍における各経済支援はいずれも有効であったとは思います。しかし、その内容において、どれほどの効果があったのか交付率だけでは判断しかねるところではありますが、今後も同じような事態の際には同様以上のご支援をいただきたいと思いますので、いずれも有効とさせていただきました。 ・これからも引き続きお願いします。 ・デリケートな問題です。子供のためにも、必要な政策だと思われます。					
給食費免除 (4月)	①コロナ禍等における電気・ガス・食料品等の価格高騰により影響を受けた小中学生の保護者の負担を軽減するため、給食費の免除を行う。 ②給食費の減免に係る費用(R5.4月分) ③町立小中学校給食費(教職員分を除く。) 各調理場の賄材料費から教職員分の負担額を除いた額 【賄材料費-教職員負担分】 3,536,010円 -880,466円=2,655,544円 ④小・中学生の保護者	2,655	20	R5.4	R5.4						